

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による一団地の区域の認定取消し……

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…

○建築基準法による一団地の区域……（同）…

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……

…（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○介護保険法による指定調査機関の変更……

…（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…

○森林法第百八十九条の揭示（三件）……

…（産業労働局農林水産部森林課）…

○土地区画整理事業の使用収益停止通知書の送付に代える公告……

…（都市整備局第一市街地整備事務所事業課）…

### 雑報

○東京都知事の委任に係る平成二十九年度危険物取扱者試験の実施……

…（一般財団法人消防試験研究センター）…

○東京都知事の委任に係る平成二十九年度後期（島しょ地区）危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施……

…（同）…

## 告示

### ●東京都告示第千二百二十六号

平成二十八年東京都告示第百九十五号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年七月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番

取消年月日

小平市花小金井南町一丁目八百九十番 平成二十九年六月十七日  
及び九百五十九番二 月十九日

### ●東京都告示第千二百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等とおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年七月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

小平市花小金井南町一丁目八百九十番 平成二十九年六月五十三日  
同番五十四日、同番五十九日、月十九日  
同番六十日、同番六十一日の一部、同番

六十二及び九百五十九番三

### 二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（小平市花小金井一丁目六番二十号）

### ●東京都告示第千二百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

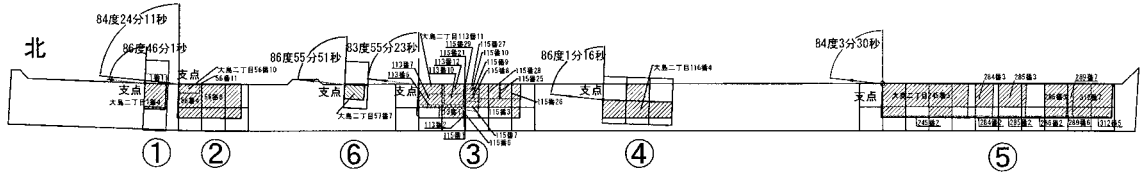
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

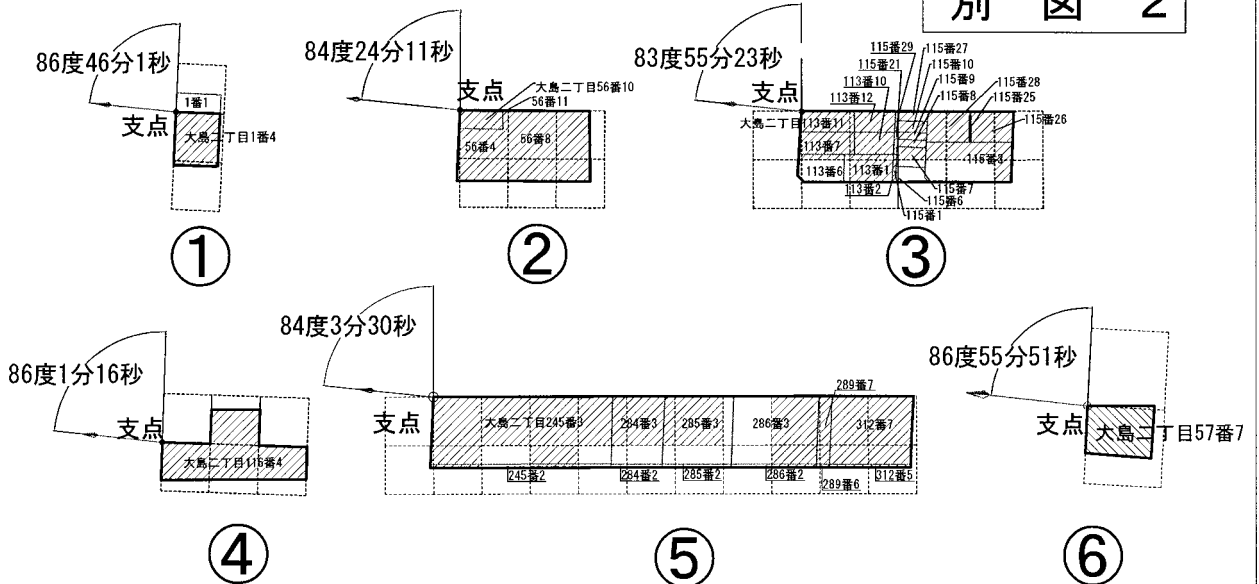
別図 1

江東区大島二丁目



※①～⑥の拡大図は別図2のとおり

別図 2



| 番号 | 支点                     | 格子の回転角度   |
|----|------------------------|-----------|
| ①  | 江東区大島二丁目1番4の最北端とする。    | 86度46分1秒  |
| ②  | 江東区大島二丁目56番10の最北端とする。  | 84度24分11秒 |
| ③  | 江東区大島二丁目113番11の最北端とする。 | 83度55分23秒 |
| ④  | 江東区大島二丁目116番4の最北端とする。  | 86度1分16秒  |
| ⑤  | 江東区大島二丁目245番3の最北端とする。  | 84度3分30秒  |
| ⑥  | 江東区大島二丁目57番7の最北端とする。   | 86度55分51秒 |

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例

- : 敷地境界
- - -: 筆境界
- .....: 単位区画
- ▨: 形質変更時要届出区域 ⑥
- ▩: 形質変更時要届出区域 ①～⑤ (平成27年東京都告示第1236号により指定された区域)

●東京都告示第千二百二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法  
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

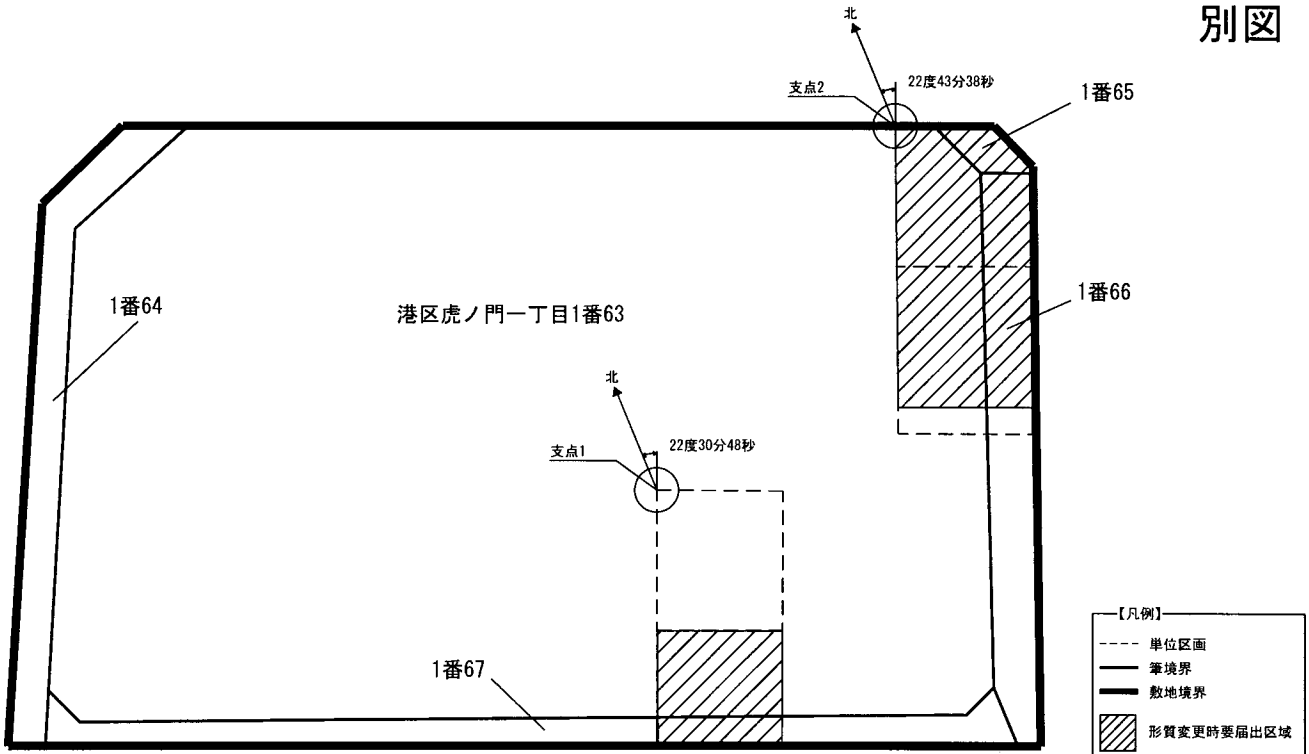
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区虎ノ門一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】  
 支点1は、座標「X=-36625.189、Y=-7565.192」とする。  
 支点2は、座標「X=-36603.067、Y=-7539.510」とする。  
 ※支点座標は、世界測地系座標による。

【格子の回転角度（支点1：22度30分48秒、支点2：22度43分38秒）】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の三十六第一項の規定により指定した指定調査機関から、介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第三十七条の四第二項の規定により変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 変更 変更前 変更後 変更年月日  
事項

日本介護 所在地 文京区本駒 新宿区市谷 平成二十九  
情報機構 込三丁目十 葉王寺町五 年五月九日  
株式会社 五番十号 十三番地八

同右 調査事 同右 同日  
務を行 同右  
う事務  
所の所  
在地

●東京都告示第千百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

|                      |              |        |
|----------------------|--------------|--------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 掲示場所   |
| 西多摩郡奥多摩町境字三の木戸二五〇番一  | 武田章平         | 奥多摩町役場 |

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。  
(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第八十号のとおり。

●東京都告示第千百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

|                      |              |       |
|----------------------|--------------|-------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 | 所在が不明な通知の相手方 | 掲示場所  |
| 青梅市沢井三丁目五五四番一        | 藤野哲治         | 青梅市役所 |
| 青梅市沢井三丁目五六三番         | 菊池知子         |       |
| 青梅市梅郷一丁目二〇四七番イ一      | 森田信一郎        |       |

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。  
(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第百十八号のとおり。

●東京都告示第千百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十九年七月十一日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所等

|                       |                |        |
|-----------------------|----------------|--------|
| 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  | 所在が不明な通知の相手方   | 掲示場所   |
| 八王子市裏高尾町一六六三番         | 石川武、石川恵理子、吉田晴子 | 八王子市役所 |
| 八王子市裏高尾町一八五二番         | 多田悦子、島田敦美      |        |
| 八王子市美山町七七六番二          | 有限会社岩田商事       |        |
| 西多摩郡日の出町大字平井字足下田三四七三番 | 町田邦子           | 日の出町役場 |
| 西多摩郡日の出町大字四七番イ一       | 文濟春            |        |

**公 告**

土地区画整理事業の使用収益停止の通知書の送付に代える公告について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百条第一項の規定による東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業の使用収益停止の通知について、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別

二 通知の要旨

(一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。

(二) 変更後の指定施業要件については、平成二十九年農林水産省告示第五百二十一号のとおり。

|                  |                        |                  |                          |
|------------------|------------------------|------------------|--------------------------|
| 西多摩郡檜原村字南郷六三一六番四 | 八木佳子、木住野達也、木住野哲、木住野誠一郎 | 西多摩郡檜原村字本宿五五四五番二 | 小西きき、清水範昭、坂本喜助、高取恒三郎、小林登 |
|                  |                        | 場                | 檜原村役                     |

表のとおり公告する。

平成二十九年七月十一日

東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

別表

| 通知書を受けるべき者の住所・氏名            | 使用し、又は収益することを停止する宅地 |            |     |                     |
|-----------------------------|---------------------|------------|-----|---------------------|
|                             | 区 名 町 丁 目           | 地 番        | 地 目 | 登 記 地 積             |
| 足立区竹の塚一丁目17番16号<br>有限会社高山商事 | 足立区<br>六町二丁目        | 22-83      | 宅地  | 0.25 m <sup>2</sup> |
| 使用し、又は収益することを停止する日          |                     | 平成29年9月30日 |     |                     |

< 教示 > 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第19条に規定されています。)

2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 雑 報

東京都知事の委任に係る平成29年度危険物取扱者試験の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に規定する東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり行う。

平成29年7月11日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 田 口 尚 文

### 1 危険物取扱者試験の種類、実施日及び受験申請期間

| 試験の種類 | 試験の実施日    | 受験申請期間                  |                           |
|-------|-----------|-------------------------|---------------------------|
|       |           | 電子申請                    | 願書申請                      |
| 乙種第4類 | 平成29年9月8日 | 平成29年7月17日から<br>同月28日まで | 平成29年7月20日から<br>同月31日まで   |
|       |           | 同年10月28日                | 平成29年8月28日から<br>同年9月8日まで  |
|       |           | 電子申請                    | 平成29年8月31日から<br>同年9月11日まで |
|       |           | 願書申請                    | 平成29年8月31日から<br>同年9月11日まで |

### 2 受験申請方法

申請は、電子申請（インターネットを利用する受験申請）又は願書申請（願書を郵送又は持参することによる受験申請）により行ってください。

なお、電子申請と願書申請とは、受験申請期間が異なるので、御注意ください。

### 3 受験申請先

- (1) 電子申請  
一般財団法人消防試験研究センターホームページ  
<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

### (2) 願書申請

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センタ

ー  
郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

### 4 試験会場

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

### 5 問合せ先

#### (1) 受験に関すること

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センタ

ー  
電話 03-3460-7798（平日午前9時から午後5時ま

で）

フレックシミリ 03-3460-7799

#### (2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（平日午前9時から午後5

時まで）

### 6 その他

(1) 受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター及び都内の各消防署（消防分署及び消防出張所を含む。）で配布します。

(2) 試験の実施場所は、変更することがあるので、受験票を確認してください。

東京都知事の委任に係る平成29年度後期（島しょ地区）危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項及び第17条の9第1項の規定により東京都知事の委任に係る危険物取扱者試験及び消防設備士試験をそれぞれ次のとおり行う。

平成29年7月11日

一般財団法人消防試験研究センター

理事長 田 口 尚 文

### 1 試験の種類

#### (1) 危険物取扱者試験

ア 甲種危険物取扱者試験

イ 乙種危険物取扱者試験（第1類から第6類まで）

ウ 丙種危険物取扱者試験

#### (2) 消防設備士試験

ア 甲種消防設備士試験（特類及び第1類から第5類まで）

イ 乙種消防設備士試験（第1類から第7類まで）

### 2 試験の実施日及び実施場所

#### (1) 実施日

平成29年11月5日（日曜日）

#### (2) 実施場所

新島村住民センター

新島村本村一丁目1番1号

### 3 受験の申請方法、申請期間及び申請先

#### (1) 申請方法

郵送

#### (2) 申請期間

平成29年8月21日から同年9月4日（消印有効）まで

(3) 申請先

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

1

郵便番号151-0072 渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

4 問合せ先

一般財団法人消防試験研究センター中央試験センター

電話03-3460-7798 (平日午前9時から午後5時まで)

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001